

## 教育振興基本計画（平成25～29年）

## 第3期教育振興基本計画（平成29年1月）

### 我が国の教育をめぐる現状と課題

- グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化
- 少子化・高齢化による社会活力の低下
- 厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行
- 雇用環境の変容
- 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- 格差の再生産・固定化の進行
- 持続可能な社会の構築に向けた人類全体での取り組みの課題
- 東日本大震災による、上記問題の一層の顕在化・加速化、生活水準や経済状況・雇用状況の悪化、社会格差の増大など

⇒このような危機の中、強み（クール・ジャパン、高い科学技術、ものづくりなど）を生かし、様々な人々や自然と共生する成熟社会に適合したモデルを提示・実現することが必要

⇒新たな社会モデルとして、知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の実現が必要

### 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- 義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる
  - ・公教育の質を高め、信頼を確立する
  - ・社会全体で子どもを育てる
- 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
  - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する
  - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する

### 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

< 4つの基本的方向性と8の成果目標 >

1. 社会を生き抜く力の養成
  - 成果目標1（「生きる力」の確実な育成）
  - 成果目標2（課題探求能力の修得）
  - 成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）
  - 成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
  - 成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）
3. 学びのセーフティネットの構築
  - 成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）
  - 成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
  - 成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

### 我が国の教育をめぐる現状と課題

- 改正教育基本法の目的・理念を踏まえ、「教育立国」の実現に向け更なる取組を進めていく必要
- 【成果】世界トップレベルの学力の維持・都道府県単位の学力の底上げ、学校と地域との組織的な連携・協働などの進展、学校施設の耐震化等
- 【課題】目標や自信を持ち、主体的に取り組むこと、他者への理解を促進すること、健康の確保や体力の向上、社会人の学び直し、グローバル化への対応、教育費負担の軽減等、更なる取組が必要
- 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現

⇒少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化への対応が課題

⇒2030年以降も子どもの貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性

⇒選挙権の引き下げ、いじめ問題、発達障害支援、外国籍の子どもへの支援などの子どもを取り巻く状況の変化

### 今後の教育政策に関する基本的な方針

< 視点 >

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
  - 急激に変化する社会を生き抜く上で必要な力
  - 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等
  - キャリア教育・職業教育
  - 学校・家庭・地域の連携・協働
  - 多様なニーズのある子供への対応
  - 多様な人材と協働する力の育成
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
  - 多様な個性や能力の最大限の伸長
  - グローバル人材育成等
  - イノベーションを牽引する人材の育成
  - スポーツや文化芸術分野に秀でた人材の育成
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
  - 一人一人が活躍していくための学びの継続
  - 社会人の学びの継続・学び直しの推進
  - 障害者の自己実現を目指す生涯学習の推進
  - 人生100年を見据えた「二つ目の人生を生きる力」の養成
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
  - 全ての人が教育を受けられる機会の確保
  - 学校・家庭・地域が連携した教育格差への対応
5. 教育政策推進のための基盤を整備する
  - 教育政策推進の基盤
  - 学校指導体制の整備
  - ICTの利活用
  - 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備
  - 高等教育の基盤整備・学校間の連携強化
  - 日本型教育の海外展開

## 2. 東京都の動向

### 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)(平成28~30年)

#### 策定の経緯と趣旨

- 平成16年「東京都教育ビジョン」、平成20年「東京都教育ビジョン(第2次)」を策定
- 平成23年、長期ビジョンとして平成32(2020)年の東京が目指す姿と日本を牽引していく都政運営の道筋等を示した「2020年の東京」を策定
- 平成26年、東京2020大会成功に向けた取組や大会後の東京の将来を見据えたグランドデザインを描いた「東京都長期ビジョン」を策定
- 平成27年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会制度が改正
- 平成27年「東京都教育施策大綱」を策定。「東京都長期ビジョン」で掲げる10年後の東京で活躍する子供たちの育成のため、平成29年度までに取り組むべき基本方針を提示

⇒第3次ビジョンの一部改定。平成30年度までの3年間を中心に、今後、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を提示。  
(「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」の六つの柱に、「オリンピック・パラリンピック教育」を柱の一つに加え、七つの柱の構成)

#### 東京都が目指すこれからの教育

##### <基本理念>

○社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

##### <基本理念を実現するための5つの視点>

- ・一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める
- ・「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う
- ・変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる
- ・社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める
- ・学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

#### 取組の方向

1. 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実 ◆
2. 世界で活躍できる人材の育成 ◆
3. 社会的自立を促す教育の推進 ◆
4. 子供たちの健全な心を育む取組 ◆
5. 体を鍛え健康に生活する力を培う
6. オリンピック・パラリンピック教育の推進 ◆
7. 教員の資質・能力を高める
8. 質の高い教育環境を整える ◆
9. 家庭の教育力向上を図る
10. 地域・社会の教育力向上を図る

### 東京都教育施策大綱(平成29年1月)

#### 東京の将来像と目指すべき子供たちの姿

1. 誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現
  - 子供の貧困率の上昇、「貧困の連鎖」が指摘される中、家庭の経済状況に関わらず、その力を伸ばせる教育の仕組みを整えることが必要
  - 一人一人の子供たちの学習状況に応じたきめ細かな教育により、その持てる能力を最大限に伸ばし、生きる基盤となる力を子供たちが確実に身に付けることが必要
  - 全ての子供の学びを支えるセーフティネットを構築
2. グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間
  - コミュニケーション能力の必要性
  - 日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな国際感覚や多様性を受け入れる資質を身に付けることが不可欠
  - 全ての学習の基盤となる言語能力の向上を図り、未知なることを探究し新たな創造につなげる力や、自らの考えを論理的に主張する力など、一人一人の子供たちの強みとなる力を伸ばしていくことが重要
3. 共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間
  - 子供たちが、遭遇する課題や悩みにしっかりと向き合い、能動的に社会を生き抜いていく力を身に付けるとともに、自分の良さを肯定的に認める感情である自己肯定感を高めることが必要
  - 多様性を理解、尊重し、他者とともに新たな社会を築くという意識の醸成
  - 道徳教育を通して、礼節、助け合いの気持ちを育てる
  - 学校だけでなく家庭、地域が果たす役割は大きく、それぞれが互いに連携し、社会全体で子供たちの教育を推進することが重要

#### 今後の教育施策における重要事項

- 東京の将来像や目指すべき子供たちの姿等を踏まえ、以下の8事項を特に重要で優先的に取り組む事項として定める
- これらの8事項は一つ一つが独立したものではなく、相互に密接な関連を有していることから、教育施策として一体的に展開させる必要がある

- ◆ 1. 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- ◆ 2. 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- ◆ 3. 世界で活躍できる人材の育成
- ◆ 4. 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- ◆ 5. 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- ◆ 6. 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- ◆ 7. オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ◆ 8. 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

# 3. 西東京市の動向

## 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）

### 策定の経緯と趣旨

- <国の動き>  
 「第2期教育振興基本計画」（平成25年）  
 教育行政の4つの基本的方向性
1. 社会を生き抜く力の養成  
 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
  2. 未来への飛躍を実現する人材の養成  
 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
  3. 学びのセーフティネットの構築  
 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
  4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成  
 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

- <都の動き>  
 「東京都教育ビジョン（第3次）」（平成25年）  
 取組の方向
1. 学びの基礎を徹底する
  2. 個々の能力を大限に伸ばす
  3. 豊かな人間性を培い、規範意識を高める
  4. 社会の変化に対応できる力を高める
  5. 体を鍛える
  6. 健康・安全に生活する力を培う
  7. 教員の資質・能力を高める
  8. 質の高い教育環境を整える
  9. 家庭の教育力向上を図る
  10. 地域・社会の教育力向上を図る

### 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）の位置づけ

- 西東京市における教育行政の最上位計画であり、学校教育と社会教育における基本的な施策を体系的にまとめ、教育全体のレベルアップや、活力ある西東京市の教育を築くことを目的とするもの
  - 平成21年に策定した西東京市教育計画について、これまでの施策・事業を点検・評価し、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とした新たな教育計画を策定
  - 新たに、「一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて」を方針に追加
- ⇒施策・事業を学校・家庭・地域・行政が一体となり、相互の連携を深めながら着実に実施することで、子どもから大人まですべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る

### 西東京市教育委員会の教育目標

- 次に掲げる市民の育成を教育目標とする
- ◎互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
  - ◎社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
  - ◎自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
  - ◎伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

### 計画の基本方針

基本方針	主な内容
1 「生きる力」の育成に向けて	(1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健康と体力の育成
2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実にに向けて	(1) 特色ある学校づくりの推進 (2) 学習環境等の整備 (3) 学校経営改革の推進
3 一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて	(1) 通常の学級での個に応じた支援の充実 (2) 特別支援学級の発展と充実 (3) 教育相談の発展的展開 (4) 教育実践を支える情報活用と研修等の充実
4 社会全体での教育力の向上に向けて	(1) 家庭の教育力向上の支援 (2) 社会教育の特色を活かした青少年教育の支援 (3) 活力のあるコミュニティづくり (4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化
5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて	(1) 多様な学びを支える生涯学習の振興 (2) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備

## 西東京市教育支援推進プラン～一人ひとりを大切にす教育の推進に向けて～（平成26年度～平成30年度）

### 策定の経緯と趣旨

- <国の動き>  
 ○中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年）  
 ○「学校教育法」一部改正（平成18年）  
 ⇒「特殊教育」から「特別支援教育」への転換  
 ○中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の設置（平成22年）  
 ⇒「共生社会」に向け、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要性

- <都の動き>  
 ○国の動向を踏まえ、東京都特別支援教育推進計画第一次（平成16年度～19年度）及び第二次（平成20年度～22年度）実施計画を策定  
 ○「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成23年度～28年度）で、全都的な視点に立って特別支援教育の展望を明示  
 ○今後の方向性として、共生地域の実現、制度及び内容の充実、理解推進の充実などを提示



### 西東京市教育支援推進プランの基本的な考え方

障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもに対して一人ひとりに必要な教育支援を行うこと

### 西東京市教育支援推進プランの基本方針

1. 通常の学級での個に応じた支援の充実
2. 特別支援学級の発展と充実
3. 教育相談の発展的展開
4. 教育実践を支える情報活用と研修等の充実